

定期駐車券のご利用にあたっての留意事項

1 定期駐車券購入および利用方法

定期駐車券購入者は、毎月 27 日まで（4 月分は 3 月 25 日（月）まで）に翌月分の料金をお支払い下さい。（6 か月分まとめてお支払いいただくこともできます。）お支払い方法は、現金のみです。

定期駐車券購入等申込書の車両番号欄に記載された車両 1 台につき定期駐車券を 1 枚発行します。なお、記載された人や車両以外の利用はできません。

利用方法

- ① 入場時に、駐車券発行機前で停車してください。
- ② 駐車券発行機の発券ボタンを押さずに、定期駐車券挿入口に定期駐車券を挿入してください。（誤って発券ボタンを押してしまった場合は、係員をお呼びください。整理券（駐車券）を引き抜くと、普通駐車料金が発生しますのでご注意ください。ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降は、入場から 20 分以内に出場した場合、料金は発生しません。）
- ③ 定期駐車券の確認後、「定期駐車券をお取りください。」という音声案内とともに、定期駐車券が排出されます。
- ④ 定期駐車券をお取りになり、ゲートバーが上がったことを確認の上、場内にお進みください。
- ⑤ 出場時は、定期駐車券を精算機に挿入し、音声案内に従いご退場ください。

駐車できる車両

	長さ	高さ	幅
一宮駅東地下駐車場	5. 6m以下	2. 1m以下	2. 0m以下
銀座通公共駐車場	5. 0m以下	1. 9m以下	1. 7m以下

※自動二輪車、側車付二輪車は駐車できません。

2 定期駐車券の取り止め

利用を取り止める場合は、定期駐車券をご持参のうえ、月末までに管理人に申し出てください。月末までに申し出がない場合は、翌月の定期駐車料金をお支払いいただきますのでご注意ください。

月途中で利用を取り止める場合でも、定期駐車料金の返還はいたしません。

3 定期駐車券の取り消し

以下の事項に該当した場合は、定期駐車券を取り消させていただくことがあります。

- ①購入期限（前月 27 日）までに翌月の定期駐車券を購入されない場合。
- ②定期駐車券に記載されていない人や車両で定期駐車券を利用した場合。
- ③定期駐車券の記載事項を塗り消し、又は改変した場合。

④暴力団員及び暴力団員と密接な関係であること*が判明した場合。

4 定期駐車券の再発行

定期駐車券の取扱には十分ご注意ください。

万一、折り曲げ・汚損・き損により、発券機又は精算機が受け付けなくなった場合や、定期駐車券を紛失された場合は、速やかに管理人に申し出てください。定期駐車券を再発行します。(紛失の場合は、利用停止処理も行います。)

5 免責

駐車場における事故もしくは盗難又は自然災害により生じた損害についてはその責を負いません。

6 その他

- ・イベントの開催や繁雑期の満車、交通規制・工事・点検による出入口の閉鎖などにより、入場に時間がかかることがあります。令和6年4月1日から、「駐車料金が入場から20分まで無料の開始」及び「乗降場の設置」のため、例年以上に満車になる可能性があり入場に時間がかかることがありますので、ご了承ください。また、乗降場設置による駐車場の形態変更のため、駐車場所が減少しますので、ご注意ください。
- ・駐車場所の指定、保管場所使用承諾証明書の発行はできません。
- ・ご利用の際は、消防法その他の法令・条例・規則を遵守してください。
- ・整理券（駐車券）を取って入場された場合は、料金表に示す普通駐車料金等を頂きますのでご注意ください。
- ・駐車場内では制限速度を守り、安全運転を心掛けてください。また、他の車両・歩行者には十分にご注意ください。
- ・当方の都合により、駐車及び更新をお断りすることがあります。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

一宮駅東地下駐車場管理人室 0586-71-0724

一宮市まちづくり部都市計画課 0586-28-8981

* (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。